

質問に対する回答書

業務名：石岡市包括施設管理業務委託

令和6年8月29日更新

番号	項目	質問事項	回答内容
1	提案書作成要領 6 提案書の内容	「(1)提案書の内容は、別添の所定の様式(様式第4号及び要領ー4～13に基づき作成するものとします。）」とありますが、要領7～11は要領のタイトルのみ引用した上で、PowerPointで作成し、余白の幅やデザインを変更してもよろしいでしょうか。	問題ございません。要領7～11については、要領のタイトルのみ引用した上で、PowerPointでの作成及び余白の幅やデザインを変更することは可能です。
2	提案書作成要領 6 提案書の内容	提案書の様式がありますが、ページ数の制限はないという認識でよろしいでしょうか。	ページ数の制限はございません。ただし、資料の事前確認期間（提案書提出期限から審査までの期間）を考慮しての枚数となるようご配慮願います。なお、必要に応じてA3サイズの資料を綴じすることは差支えございません。
3	実施要領 要領ー12 参考 見積額	「※1 総括責任者等の人件費等、本業務の～について記載してください。」との記載がございますが、“総括責任者等の人件費等”や“本業務のマネジメントに要する費用及び本社経費等”は全て付加サービスという項目に記載するという認識で問題ないでしょうか。	“総括責任者等の人件費等”や“本業務のマネジメントに要する費用及び本社経費等”につきましては、諸経費の項目に記載をお願いいたします。
4	提案書作成要領 8提案書の作成 及び 評価基準表 1評価方法	プレゼンテーション資料の副本は「事業者が特定される記述やロゴマーク等は削除する」旨の記載がございますが、提案書の複写9部も事業者が特定される記述やロゴマーク等は削除する必要があるという認識で問題ないでしょうか。	お見込みのとおりです。
5	評価基準表 1評価方法	「採点は各委員（5名）が行い、その合計点を得点とする」とございますが、提案書及びプレゼンテーションを評価する評価者はどちらも5名ずつおり、どちらも同一人物が評価するという認識でよろしかったでしょうか。	お見込みのとおりです。
6	評価基準表	複数の事業者が同一項目で同一の評価を得る可能性があるという認識でよろしかったでしょうか。（参加事業者が2社いた場合、①両社共に特に優れていれば2社ともA評価がもらえる②片方の事業者がA評価だった場合、他事業者は必ずB評価以下になる。①②どちらの評価方法かご教示ください。また、②の場合、参加事業者が5社を上回った場合の対応方法をご教示ください）	お見込みのとおりです。評価については、①の対応にて実施いたします。
7	評価基準表 ア評価方法 (オ) その他	「プレゼンテーション用資料の作成、配布は、可能とする」とございますが、事前に提出している提案書及び提案概要はプレゼンテーション当日評価者全員に配られており、手元にあるという認識でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。

番号	項目	質問事項	回答内容
8	仕様書（案） 22施設の利用 及び 石岡市包括施設 管理業務委託評 価基準表 2評価基準	「受注者は、本業務の実施に必要な範囲において、本市保有施設を利用できるものとする。」とありますが、既に候補となる物件がある場合は、物件名、面積、使用する場合に請求される金額を教示いただけますでしょうか。	執務スペースとして、八郷総合支所内の一部を提供予定です。 面積：約28㎡ 作業用駐車場については、無償提供（最大2台分）としますが、配置される業務従事者の駐車場料金については、月額500円（1台）を請求いたします。 その他、詳細につきましては、優先交渉権者決定後の協議によることとさせていただきます。
9	提案書作成要領 6提案書の内容 及び 石岡市包括施設 管理業務委託評 価基準表 2評価基準	提案書について、要領-4,7,8,9,10,11, 12を提出する旨の記載がある一方で、評価基準表第1次審査では要領-6も審査対象になっております。（要領-6は参加意向申出書と合わせて提出済） ① 要領-6について、参加意向申出書提出時に提出しているため、提案書では提出不要という認識でよろしいでしょうか。 ② 第2次審査（プレゼンテーション及びヒアリング）では「企画書全体」が評価対象となっておりますが、要領-4,7,8,9,10,11の内容が審査対象になるという認識で問題ないでしょうか。（要領-6は不要、要領-12は参考見積額のため除外）	①について、要領-6については、既に提出いただいているため、再提出は不要です。 ②について、提案内容を総合的に評価したいことから、要領-4、6、7、8、9、10、11の内容を審査対象とさせていただきます。（要領-6は含みます。要領-12は除外します。）
10	提案書作成要領 6提案書の内容 及び 石岡市包括施設 管理業務委託評 価基準表 2評価基準	「オ 各種提案」の下部に「※別途、提案概要として、A4版縦・1枚(両面印刷で2ページ以内)として、提案内容を簡潔に記載したものを添付すること。」とあり、提案概要の対象が「オ各種提案」のみであるように読み取れる一方で、評価基準表の第1次審査では、要領-4,6,7,8,9,10,11,12が審査対象となっております。また、2次審査では提案書全体が対象となっております。 提案書概要版の作成範囲は要領-4,7,8,9,10,11を抜粋したものという認識でよろしいでしょうか。（要領-6、要領-12は除外）	お見込みのとおりです。提案書概要については、要領-4、7、8、9、10、11から抜粋して簡潔に記載したものを作成してください。
11	提案書作成要領 6 提案書の内容 提案上限金額の 内訳	2.業務の内容で概算業務価格（上限）は税込との記載がありますが、6.提案書の内容 提案上限額の内訳についても税込の記載である認識で間違いございませんでしょうか。	お見込みのとおりです。
12	石岡市包括施設 管理業務委託仕 様書(案) 第1章総則 12施設、設備等 の不具合への対 応	「(3)設備等の不具合が発生し、受注者及び協力事業者において不具合原因が特定できない場合は、原則として24時間以内にメーカー作業員等の派遣を要請しなければならない。この場合において、メーカー作業員等派遣に伴う費用は、受注者の負担とする。」に関して、一般的にはメーカー作業員を派遣する費用は修繕費に該当する場合が多く、これまでの他自治体のプロポーザルにおいても同様の記載がある場合は質疑回答で訂正されていますが、石岡市においては別途予算を用いているということでしょうか。 修繕費で処理する方法ではなく、別途受託者が予算を見込む必要がある場合、過去3年間の派遣実績件数と金額(税込)を開示ください。	修繕費による処理と解釈してください。詳細につきましては、優先交渉権者決定後の協議によることとさせていただきます。

番号	項目	質問事項	回答内容
13	提案書作成要領 13 プロポーザルの取扱い (2)	「提出されたプロポーザルについて、開示請求があった場合、石岡市情報公条例等関連規定に基づき公開することがある」とのことですが、本プロポーザルの内容は「条例第9条(2)ア 公にすることにより当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの」に該当する内容と考えます。開示の際、事業者のノウハウとなり得る点を墨消して開示する等の対応が可能という理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
14	石岡市包括施設 管理業務委託仕 様書 (案) 7 (3)	総括責任者、業務責任者、業務従事者が休日の際に施設所管課様から立入検査等の立ち合いの要請があった場合、休日出勤費用を都度請求する理解でよろしいでしょうか。請求ができない場合、協議の上マネジメント業務費用に加算できるという理解でよろしいでしょうか。	休日出勤費用については、個別に請求を受けることは想定しておりません。優先交渉権者決定後の協議によることとさせていただきます。
15	提案書作成要領 P.5 6 提案書の内 容 キ 参考見積額	「※①、②については、物価上昇を見込んだ額で計上しております。 ※その他事業者の責務によらない社会的経済的動向等の経費変動リスクについては、契約締結後の協議により勘案するものとします。」とあります。 ①維持管理等業務費において、提案上限額の積算時に見込まれている社会的経済的動向等の経費変動リスクは毎年何パーセントか教示ください。 (②は指定額を積算するため不要です。)	維持管理等業務費において、毎年5%の物価上昇分を見込んでおります。